学校感染症による出席停止の扱いについて

学校感染症による出席停止は、学校感染症が流行することにより通常の学校生活ができなくなることを予防するための法律による措置です。そのため医師から指示を受けた期間は必ず家庭で休養をしてください。

医療機関で学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法により「出席停止」の扱いにすることができますので診断を受けたら必ず学校にご連絡ください。

「出席停止」の手続きには以下の書類が必要になります。保護者の方が記入をして登校後１週間程度を目安に担任にご提出ください。

① 「学校感染症治癒報告書」に保護者が必要事項を記入したもの。

② 医師の診断を受けたことが証明できる書類のいずれかのコピー。

・処方薬の服薬説明書
・医療機関の領収証
・医療機関の診療明細書
・受診をした医療機関からの無料の証明書

※ 医療機関からの有料の診断書等は特別な場合を除き必要ありません。

注意事項

・医療機関を受診せず、家庭の判断によるものは出席停止にはなりません。
ただし、「新型コロナ感染症」に限っては国が承認した「医療用医薬品」または「一般用医薬品（OTC）」の抗原検査キットにより「陽性」になった場合は、県からの指示により「出席停止」として扱います。
「医療用医薬品」または「一般用医薬品（OTC）」の抗原検査キットで検査をしたことと、検査の結果が「陽性」であることが証明できるカラーの写真等を添付してください。
・出席停止期間の目安については「学校感染症と休養する期間（出席停止）の目安」を参考にしてください。
・第３種の（その他の感染症）については、地域や学校においての流行状況を踏まえて必要があれば出席停止の措置をとります。必ず出席停止になるものではありません。
・予防接種を受けるための欠席は出席停止の扱いにはなりません。